

# 大北森林組合の補助金不適正受給を踏まえた今後の対応方針

長野県

## ◇ 基本的な考え方 ◇

極めて多数の不適正申請を長期にわたり主体的・能動的に行ってきた大北森林組合に対しては、補助金返還請求はもとより、法令に基づく措置を講ずるなど厳正に対応するとともに、関わった県職員の処分についても厳正に対処し、事案の責任を明確にしていまいります。

大北森林組合の不適正な補助金受給は、県民の皆様の信頼を裏切る極めて遺憾な事案であり、再発防止に向けては、大北森林組合補助金不正受給等検証委員会（以下「検証委員会」という。）の報告書で指摘された原因や課題等を真摯に受け止め、県庁一丸となって、職員の意識改革、組織風土の改善等に徹底して取り組み、県民の皆様の林務行政に対する信頼回復はもとより、県組織全体のコンプライアンスの向上に努めます。

## 1 大北森林組合の補助金不適正受給への対応

### (1) 補助金返還請求

#### 【基本的な進め方】

検証委員会において「不適正受給」と判断された案件（約 14 億 79 百万円）には、消滅時効（5 年）により返還を求められないもの（約 5 億 52 百万円）が含まれていることから、これらを除いた案件のうち、施工済みであるとして補助金交付申請されたものの「未施工」のままとなっている案件などについて、補助金の交付決定を全部又は一部を取り消し、その返還を求めます。

補助金の交付決定の取消及び返還請求を行うに当たっては、個々の案件ごとに現地確認など内容を十分に精査し、その適否を判断します。

#### 【第 1 回目の補助金返還請求】

平成 22 年 8 月 17 日に交付決定した案件中、検証委員会において「不適正受給」と判断された案件 28 件 69,937 千円（間伐等の森林整備 18 件 62,500 千円、森林作業道 10 件 7,437 千円）については、十分精査の上、返還を求める補助金額等を確定し、8 月 14 日までには、補助金等交付規則第 15 条第 1 項及び第 16 条第 1 項に基づき、補助金の交付決定の取消及び返還請求を行います。

### (2) 必要措置命令

大北森林組合の補助金不適正受給は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「補助金適正化法」という。）第 11 条第 2 項、補助金等交付規則第 9 条第 1 項に違反し、かつ組合の健全な経営が損なわれる恐れが認められることから、森林組合法第 113 条第 1 項に基づく必要措置命令を行うため、行政手続法第 13 条に基づき弁明書の提出を求める手続きに本日から着手します。

### (3) 刑事責任

検証委員会の報告において、「組合による補助金の受給の内、少なくとも全くの架空申請に当たる補助金受給については、同条（補助金適正化法第 29 条）第 1 項に該当するとの評価を免れない」と指摘されていることを踏まえ、補助金適正化法違反で、大北森林組合を刑事告発します。

### (4) 関係した県職員に対する処分

不適正受給に関わった県職員の責任を明確にするため、職員処分の手続きを既に開始しており、「職員分限懲戒審査会」での審査を経て、厳正な処分を行います。

## 2 県職員の意識改革や組織風土の改善等への取組

### (1) 県組織全体のコンプライアンス体制の確立

今回の事案を契機として、全庁的に職場風土の徹底的な改善を行うため、コンプライアンス推進室を 9 月 1 日に設置します。

また、外部からの専門家の登用によるコンプライアンス推進参与（仮称）（通称 CCO : チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を設置し、職員の意識改革を促し、風通しの良い職場づくりを推進することで、不祥事の未然防止を図り、これまで以上に、県民から信頼される組織づくりを推進します。

### (2) 林務部の体制見直しと職員の意識改革、補助事業の適正化

#### 【再発防止に向けた取組】

不適正な補助金受給の契機に北安曇地方事務所林務課の行き過ぎた助言があったこと、長期にわたって防げなかったことなど今回の事案の反省を踏まえ、二度とこのようなことを起こさないという強い決意の下、次のような再発防止に取り組みます。

- ・ 組織のあり方を含め、補助事業の適正執行に向けた牽制体制・管理監督の強化
- ・ 林務部職員が業務を見つめ直し、ルールを徹底するなど慣行からの意識改革
- ・ 補助金交付時の検査の徹底等による補助事業の適正化

#### 【再発防止策の推進体制】

- ・ 本日、「林務部コンプライアンス推進本部」、「コンプライアンス推進・フォローアップ委員会」を設置し、地方事務所等の意見を反映しつつ、9 月上旬までに行動計画をとりまとめます。
- ・ 行動計画をとりまとめ後、地方事務所等にコンプライアンス推進会議を設置し、現地機関における取組を推進します。
- ・ 平成 27 年度末を目途に、行動計画の取組結果をとりまとめ、フォローアップ委員会において評価・検証を行います。

なお、フォローアップ委員会については、引き続き、大北森林組合の不適正受給に関する県の調査等の検証を行います。

### (3) 森林組合のガバナンス・管理体制の強化促進

森林組合を監督する立場として、長野県森林組合連合会と十分に連携して、森林組合の内部統制を整備するためのガイドライン策定などを行い、県内各森林組合におけるガバナンス・管理体制の強化を促します。